

★ 広島県高等学校授業料減免等事業基金条例（条例第二十七号）（教育委員会）

一 制定の理由

高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金が国から交付されることに伴い、家計の急変等の理由により修学が困難な高等学校の生徒等に係る授業料の減免に要する費用を助成する事業及び奨学金の貸付事業の実施に必要な経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

- (一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。
- (二) 国から交付された高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金相当額は、この基金に積み立てる。

2 管理の方法

- (一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- (二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、家計の急変等の理由により修学が困難な高等学校の生徒等に係る授業料の減免に要する費用を助成する事業及び奨学金の貸付事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

平成二十一年七月六日

★ 広島県地域医療再生基金条例（条例第二十八号）（医療政策課）

一 制定の理由

地域医療再生臨時特例交付金が国から交付されることに伴い、医療機能の強化、医師の確保等の地域医療の課題を解決することを目的として県が策定する地域医療再生計画に基づく事業の実施に必要な経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

(一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(二) 国から交付された地域医療再生臨時特例交付金相当額は、この基金に積み立てる。管理の方法

(一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、県が策定する地域医療再生計画に基づく事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、

基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

平成二十一年七月六日

★ 広島県災害拠点病院等耐震化整備基金条例（条例第二十九号）（医療政策課）

一 制定の理由

医療施設耐震化臨時特例交付金が国から交付されることに伴い、災害時の医療の確保を図ることを目的として、災害拠点病院等の耐震化整備に係る費用を助成する事業の実施に必要な経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

(一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(二) 国から交付された医療施設耐震化臨時特例交付金相当額は、この基金に積み立てる。

2 管理の方法

(一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、災害拠点病院等の耐震化整備に係る費用を助成する事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

平成二十一年七月六日

★ 広島県自殺対策緊急強化基金条例（条例第三十号）（健康対策課）

一 制定の理由

地域自殺対策緊急強化交付金が国から交付されることに伴い、自殺対策の緊急強化を図ることを目的として、相談体制の整備、人材の養成等地域の実情を踏まえた自殺対策のための事業の実施に必要な経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

(一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(二) 国から交付された地域自殺対策緊急強化交付金相当額は、この基金に積み立てる。

2 管理の方法

(一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、地域の実情を踏まえた自殺対策のための事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

平成二十一年七月六日

★ 広島県社会福祉施設等耐震化等整備基金条例（条例第三十一号）（地域福祉課）

一 制定の理由

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金が国から交付されることに伴い、社会福祉施設等の入所者の安全を確保することを目的として、当該施設等の耐震化等施設整備に係る費用を助成する事業に必要な経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

(一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(二) 国から交付された社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金相当額は、この基金に積み立てる。

2 管理の方法

(一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、社会福祉施設等の耐震化等施設整備に係る費用を助成する事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

平成二十一年七月六日

★ 広島県介護基盤緊急整備等基金条例（条例第三十二号）（高齢者支援課）

一 制定の理由

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金が国から交付されることに伴い、地域における介護の需要に対応することを目的として、小規模特別養護老人ホーム等の緊急整備等に係る費用を助成する事業の実施に必要な経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

(一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(二) 国から交付された介護基盤緊急整備等臨時特例交付金相当額は、この基金に積み立てる。

2 管理の方法

(一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、特別養護老人ホーム等の緊急整備等に係る費用を助成する事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

平成二十一年七月六日

★ 広島県介護職員処遇改善等基金条例（条例第三十三号）（介護保険課）

一 制定の理由

介護職員処遇改善等臨時特例交付金が国から交付されることに伴い、介護職員の処遇改善に係る費用及び特別養護老人ホーム等の開設準備における介護職員の雇用等に係る費用を助成する事業の実施に必要な経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

- (一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。
- (二) 国から交付された介護職員処遇改善等臨時特例交付金相当額は、この基金に積み立てる。

2 管理の方法

- (一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- (二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、介護職員の処遇改善に係る費用及び特別養護老人ホーム等の開設準備における介護職員の雇用等に係る費用を助成する事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

平成二十一年七月六日

★ 広島県森林整備加速化・林業再生基金条例（条例第三十四号）（林業課）

一 制定の理由

森林整備加速化・林業再生事業費補助金が国から交付されることに伴い、県内の間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業及び木材産業の再生等を図るための事業の実施に必要な経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

- (一) 基金として積み立てる額は、予算で定める
- (二) 国から交付された森林整備加速化・林業再生事業費補助金相当額は、この基金に積み立てる。

2 管理の方法

- (一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- (二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、県内の間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業及び木材産業の再生等を図るための事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日

平成二十一年七月六日

★ 学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第三十五号）（教育委員会）

一 改正の要旨

学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴い、学校給食法の一部が改正されたことから、次の条例について引用条項の整理を行った。

- 1 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- 2 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例

二 施行期日等

平成二十一年七月六日から施行し、改正後の一1の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

★ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）（人事課）

一 改正の理由

退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する県民の信頼確保に資するため、国家公務員の取扱いに準じて、職員の退職手当の支給制限及び返納の制度を拡充した。

二 改正の内容

1 退職手当の支給制限

職員の退職後、退職手当支払前に、当該職員の在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為があったと認められた場合、当該職員への退職手当の支給を制限することができることとした。

2 退職手当の返納

退職手当支払後に、退職した職員の在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為があったと認められた場合、当該職員に退職手当の返納を命ずることができることとした。

3 退職手当の一部支給制限及び一部返納

1の退職手当の支給制限及び2の退職手当の返納に際しては、職員の非違の性質などを考慮して、退職手当の一部を支給すること又は一部を返納させることができることとした。

4 遺族等に対する退職手当の取扱い

退職した職員の在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為があったと認められた場合で、当該職員が死亡しているときには、その遺族等に対して、退職手当の支給制限等を行うことができることとした。

5 人事委員会への諮問

1から4までの処分を行う際には、人事委員会に諮問することとした。

6 その他

この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係条例について引用条項の整理等を行った。

三 施行期日

平成二十一年七月六日

★ 特別職等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）（人事課）

一 改正の理由

退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する県民の信頼確保に資するため、国家公務員及び本県一般職の職員の取扱いに準じて、特別職等の退職手当の支給制限及び返納の制度を拡充した。

二 改正の内容

1 退職手当の支給制限

特別職等の退職後、退職手当支払前に、当該特別職等の在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があつたと認められた場合、当該特別職等への退職手当の支給を制限することができることとした。

2 退職手当の返納

退職手当支払後に、退職した特別職等の在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があつたと認められた場合、当該特別職等に退職手当の返納を命ずることができることとした。

3 退職手当の一部支給制限及び一部返納

1の退職手当の支給制限及び2の退職手当の返納に際しては、特別職等の非違の性質などを考慮して、退職手当の一部を支給すること又は一部を返納させることができることとした。

4 遺族等に対する退職手当の取扱い

退職した特別職等の在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為があつたと認められた場合で、当該特別職等が死亡しているときには、その遺族等に対して、退職手当の支給制限等を行うことができることとした。

三 施行期日

平成二十一年七月六日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）（行政管理課）

一 改正の要旨

租税特別措置法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成二十一年七月六日

★ 広島県手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）（財政課）

一 改正の要旨

歯科技工士法等の一部が改正されたことに伴い、歯科技工士試験に関する規定を改正するなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十一年七月六日。ただし、歯科技工士法の一部改正に係る改正規定は、平成二十一年九月一日

★ 広島県税条例の一部を改正する条例（条例第四十号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法の一部が改正されたこと等に伴い、個人の県民税及び不動産取得税に関する規定を改正した。

1 個人の県民税

(一) 住宅を取得し、平成二十一年から平成二十五年までの間に入居した者について、所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額から所得税額を引いた後、残額がある場合、当該残額の五分の二に相当する額（課税総所得金額等の百分の二又は三万九千円のいずれか低い方の額を上限とする。）を、翌年度分の個人の県民税の所得割の額から控除することとした。

(二) 租税特別措置法の一部改正に伴う引用条項の整理を行った。

(三) その他必要な規定の整理を行った。

2 不動産取得税

(一) 農地保有合理化法人が取得する土地に係る納税義務の免除措置について、対象に農業経営基盤強化促進法に規定する農地利用集積円滑化団体が取得する土地を追加することとした。

(二) その他必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

1 2から5まで以外の改正 平成二十二年一月一日

2 一1(二)（先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例に係る規定を除く。）の改正 平成二十二年四月一日

3 一1(二)（先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例に係る規定に限る。）の改正 平成二十三年一月一日

4 一2(一)の改正 農地法等の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日

5 一2(二)の改正 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日

★ 広島県環境保全基金条例の一部を改正する条例（条例第四十一号）（環境政策課）

一 改正の要旨

地域環境保全対策費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金が国から交付されることに伴い、広島県環境保全基金を地球温暖化対策の推進等の事業に要する経費の財源に充てられるよう、同基金の目的などを改正した。

二 施行期日

平成二十一年七月六日

★ 広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第四十二号）（港湾管理課）

一 改正の要旨

県内と県外との間を結ぶ航路の維持を図ることを目的として、当該航路を利用する一般旅客定期航路事業の用に供されている重要港湾の係船料又は使用料を一年間免除するため、必要な規定を追加した。

二 施行期日等

平成二十一年七月六日から施行し、平成二十一年四月一日から適用する。

★ 広島県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）（警察本部）

一 改正の要旨

警察法施行令の一部が改正されたことに伴い、警察本部総務部の分掌事務に被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事務を加えた。

二 施行期日

平成二十一年七月六日